

## サービス産業動向調査の集計・公表について（案）

### 1 集計・公表項目、分類について

- (1) 集計・公表項目は、
- ・売上高（収入額）
  - ・ 1 事業所当たりの売上高（収入額）
  - ・従業者 1 人当たりの売上高（収入額）
  - ・従業者数
  - ・ 1 事業所当たりの従業者数

とする。

これらについて、

- ・産業分類
- ・従業上の地位
- ・従業者規模
- ・経営組織
- ・資本金階級

ごとに集計・公表を行う。

- (2) 集計・公表期間は、月次、四半期、年、年度とする。

### 2 公表について

- (1) 調査員調査開始 1 年経過後（平成 21 年 10 月分以降）には、毎月月次結果の公表を行う。
- (2) 調査開始後 1 年以内については、調査結果の早期公表開始を優先し調査完了後速やかに集計・公表する方法、調査結果数値の妥当性等を優先し 1 年程度データを蓄積・分析するのみで公表をしない方法、などいくつかの案が考えられる。

表 1 はこれらのメリット、デメリットを整理したものである。

表1 調査開始後1年以内の対応案

対応案	メリット	デメリット
【案1】 毎月月次結果を公表	結果の早期公表開始の要望への対応が可能	公表開始後1年間は増減率の公表が不可能 平成20年7月分から9月分は、従業者数10人未満の事業所を対象とした結果の公表が不可能 実データを踏まえた欠測値補定法、異常値の処理方法、調査方法の改善等が不可能
【案2】 公表しない (1年後に遡及して公表)	公表開始時から増減率の公表が可能 実データを踏まえた欠測値補定法、異常値の処理方法、調査方法の改善等が可能	結果の早期公表開始の要望への対応が不可能
【案3】 四半期ごとに平均値を公表	四半期結果は早期公表開始の要望への対応が可能 月次結果に比べ、特殊要因による影響が小さな結果の公表が可能	公表開始後1年間は増減率の公表が不可能 平成20年7~9月期分は、従業者数10人未満の事業所を対象とした結果の公表が不可能 直近の月次の状況把握が不可能
月次結果も四半期ごとに遡及して公表		
月次結果は公表しない (1年後に遡及して公表)		

### 3 公表時期について

調査を実施してから公表するまでの期間については、試験調査において検証することになっているものの、現時点で入手した情報をもとに想定すると、以下の事情に配慮した検討が必要であると考えられる。

#### 1. サービス産業動向調査で調査した事項の集計

サービス産業動向調査で調査した事項の集計には、調査事業所における月次売上高(収入額)の集計期間(20日)、調査票の回収・督促期間(20日)、集計・分析期間(10日)が必要であることから、調査月の翌々月20日までの期間が必要であると考えられる。

#### 2. 他調査との統合集計

サービス産業動向調査では重複排除の観点から、「特定サービス産業動態統計」(調査翌々月中旬公表)、「建設関連業等動態調査」(調査翌々月上旬公表)、「通信産業動態調査」(四半期末月の3か月後中旬に当該四半期の各月値を公表)の調査対象事業所については、それぞれの調査の個票データから所要の項目の提供を受けることにより調査に替えることとしている。

これらのデータの受領はそれぞれの調査の公表直後になるとすると、サービス産業動向調査の調査票と統合した集計については、他調査の公表後となる。

上記の事情を踏まえて産業別に集計完了時期を想定すると表2のとおりである。

表2 産業別集計時期

	調査翌々月			四半期末月の 3か月後
	上旬	中旬	下旬	
H 情報通信業				
37 通信業				通信
38 放送業				
39 情報サービス		特サビ		
40 インターネット附随サービス業				
41 映像・音声・文字情報制作業				
I 運輸業				
L 不動産業				
M 飲食店，宿泊業				
N 医療，福祉				
O 教育・学習支援業 ( = 77 その他の教育，学習支援 )				
771 社会教育				
772 職業・教育支援施設				
773 学習塾		特サビ		
774 教養・技能教授業				
Q サービス業（他に分類されないもの）				
805 土木建設サービス	建設			
836 冠婚葬祭業		特サビ		
84 娯楽業				
88 物品賃貸業 (884 自動車賃貸業除く)				
89 広告業				
その他				

： サービス産業動向調査の調査データのみで集計

： サービス産業動向調査と他調査の調査データで統合集計

建設： 建設関連業等動態調査からデータ受領

特サビ： 特定サービス産業動態統計からデータ受領

通信： 通信産業動態調査からデータ受領

通信産業動態調査は四半期に1度当該四半期の月次結果を公表

### 3. 遅延調査票の集計

サービス産業動向調査は毎月調査するため、スケジュールがタイトになることが想定され、調査票回収期限後に提出される調査票が発生する可能性が高い。また、調査票提出後に調査事業所から提出済み調査票の修正希望があることも考えられる。

これらに対応するため、一定の遅延調査票回収期間を設定し、この期間に回収された調査票を含めた集計を実施する。

### 4. 調査結果の公表方法と時期

集計に要する期間、他調査からのデータ受領時期、調査票の遅延等を考慮し、サービス産業動向調査の調査票での集計時期に近く、比較的広範囲の産業分類について集計可能な調査月翌々月下旬に「速報」として通信業及び放送業を除く結果を公表する。また、すべての調査対象産業の個票データが揃う調査月の5か月後下旬に遅延調査票を含め「確報」として全産業の結果を公表する。

表3 速報値及び確報値の公表時期

調査翌月			調査翌々月			調査月の3か月後			調査月の4か月後			調査月の5か月後		
上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
← 回収			→ 集計			遅延調査票回収期間						→ 集計		
			←									→		
速報公表			確報公表			他調査からのデータ受領								